職業安定分科会雇用保険部会(第87回)

平成25年5月23日

参考資料1

成長のための労働政策 ~施策の具体化に向けて~

平成25年4月23日 厚生労働大臣 田村憲久

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフト

労働移動支援助成金の抜本拡充

■離職する労働者の再就職支援を民間人材 ビジネスに委託した事業主に助成する 労働移動支援助成金を抜本拡充。

産業雇用安定センターの支援強化

■出向・移籍のあっせんを行う産業雇用安定 センターのあっせん機能を大幅に強化。



拡充1:対象企業

中小企業のみ 大企業も。





拡充2:職業訓練1 (再就職に向けて)

民間人材ビジネスの 自由な発想の訓練 に助成措置を創設。



成

長

産

成 熟

產

業

拡充3:支給時期

『再就職実現後』の助成のみ(1回)



産業雇用安定センター

2段階助成で利用しやすく。

(再就職支援委託時十 再就職実現後)

拡充4:職業訓練② (再就職後)

受入れ企業の行う訓練(Off-JT·OJT訓練)にも助成措置 を創設。





あっせん機能の強化

- ・キャリアコンサルティング
- ・個人の課題に応じた支援メニュー策定
- ・民間の訓練機関を活用した講習・訓練を実施



社会人の学び直し支援

~人材力強化の観点からの雇用保険制度の見直し(検討)等~



離職者

在職者





在職者

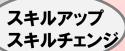
社会人への支援 ~雇用保険制度の見直し~

- ○若年者等の学び直しに対する支援 措置の実施
- ○非正規雇用労働者等のキャリア ┛ アップのための自発的な教育訓練 (資格取得)に対する支援措置の実施

企業への支援

学び直し プログラム

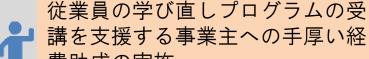
※ 文部科学省 や経済団体等と 連携して検討され たカリキュラムも 含まれる。



キャリア アップ

円滑な 労働移動





費助成の実施





民間人材ビジネスの活用等によるマッチング機能の強化

ハローワークと民間人材ビジネス等との連携

- ■ハローワークの保有する求人情 報を民間人材ビジネス・地方自 治体に提供。
- ■トライアル雇用奨励金などの 雇入れ助成金を民間に開放 (ハローワーク紹介要件の見直し)
- ■キャリアカウンセリング、 ジョブカード交付に民間人 材ビジネスを活用



■利用者が民間人材ビジネスの活用を希望する 場合、適切に誘導。また、求職者情報の提供 について、ニーズ調査を実施。

ハローワーク

報提供



ハローワークの保有する求人情報の提供

民間人材ビジネスを活用する求職者が、 ハローワークの求人情報にアクセス可能に。

雇入れ助成金民間開放

ハローワーク紹介要件の見直し。 民間人材ビジネスによる紹介の 場合も助成対象に加える。

ジョブカード交付・カウンセリングの委託

フリーター等 時間をかけたカウンセリング が必要な人に対するジョブカード交付・ キャリアカウンセリングなどを民間に委託。

民間人材 トライアル雇用奨励金の対象拡大 ビジネス

トライアル雇用奨励金の対象節 囲を拡大し、利用しやすくする。

更なる民間人材ビジネスの活用

■学卒未就職者等について、紹介予定派遣を活用した正社員就職を支援



ーター

等

派遣会社 ①雇用、研修

Access

時間をかけた

カウンセリング

②派遣

派遣先

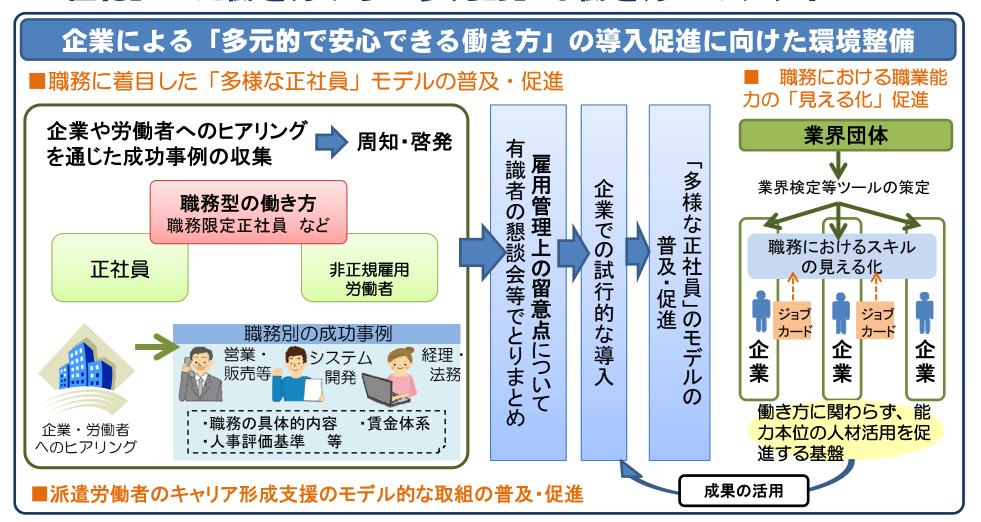
職業経験の積み重ね



■育児・介護等で仕事の現場を 離れていた者に対し研修と職 業紹介を一体的に実施する民 間の職業紹介事業者を支援



「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフト



労働時間法制の検討

■ ワークライフバランスや労働 生産性の向上の観点から、労働政 策審議会で労使により総合的に議 論

持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

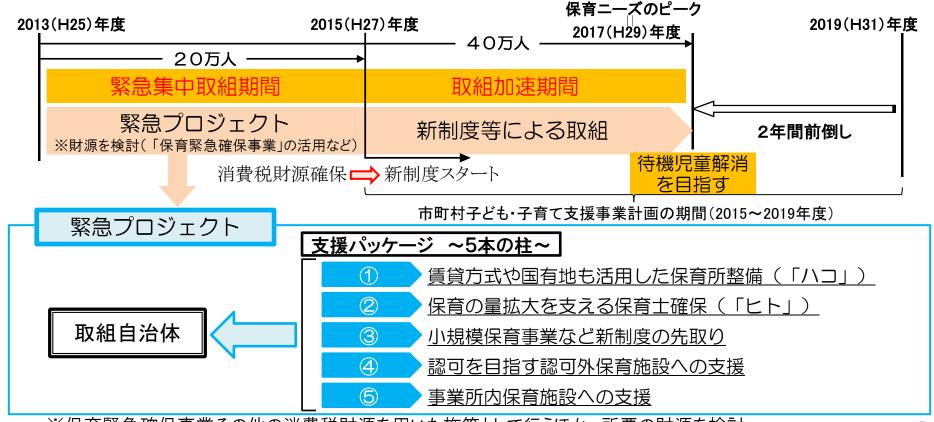
■ 中小企業への支援 を拡充しつつ、最低賃 ↑ 金の引上げに努める



待機児童の早急な解消

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、 できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。
 - ▶「<u>緊急集中取組期間</u>」(平成25・26年度)で<u>約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援</u>を用意。
 ※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
 - ▶「<u>取組加速期間</u>」(平成27~29年度)で更に整備を進め、<u>上記と合わせて、潜在的な二一ズを含め、</u> 約40万人分の保育の受け皿を確保。
 - ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



緊急プロジェクト(平成25・26年度)

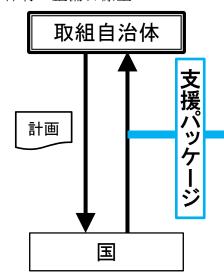
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ ~5本の柱~

<計画の策定>

- •待機児童の減少目標人数
- •保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

(1) 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)

- 一施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、 株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- ▶用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- ➤民有地のマッチング事業を導入(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)

- ≫潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- ➤認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 「>小規模保育(運営費、改修費、賃借料等を支援)、幼稚園での長時間預かり保育 など、新制度を先取りして実施(即効性のある受け皿確保)。
- _▶利用者支援の先取り実施(保護者と適切な施設・事業の結び付け)。

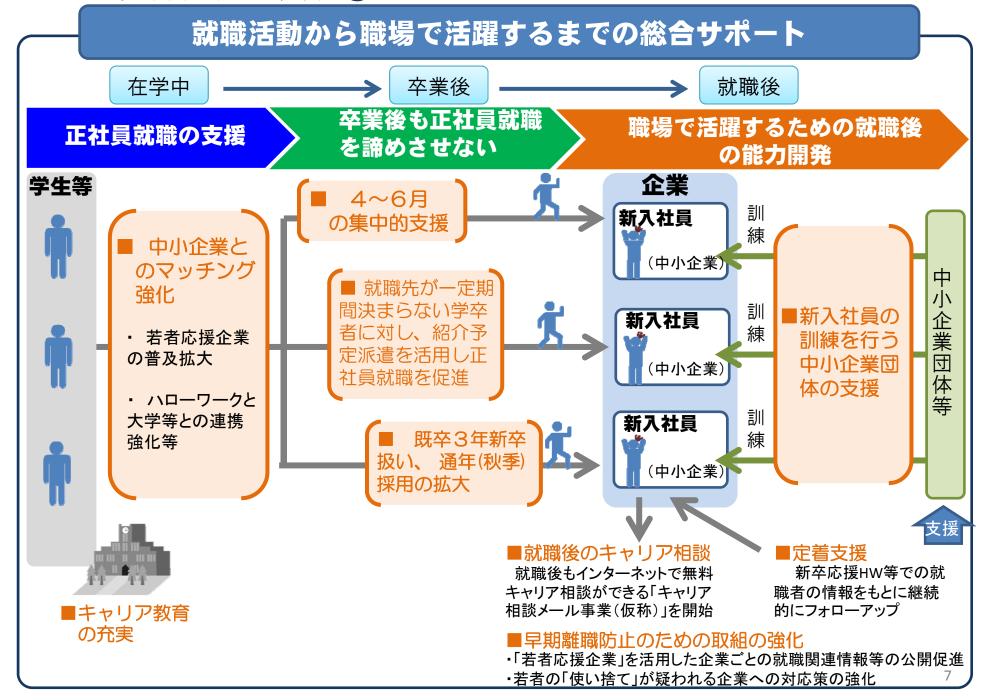
② 認可を目指す認可外保育施設への支援

→認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、 移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ 5年間で計画的に移行できるようにする。

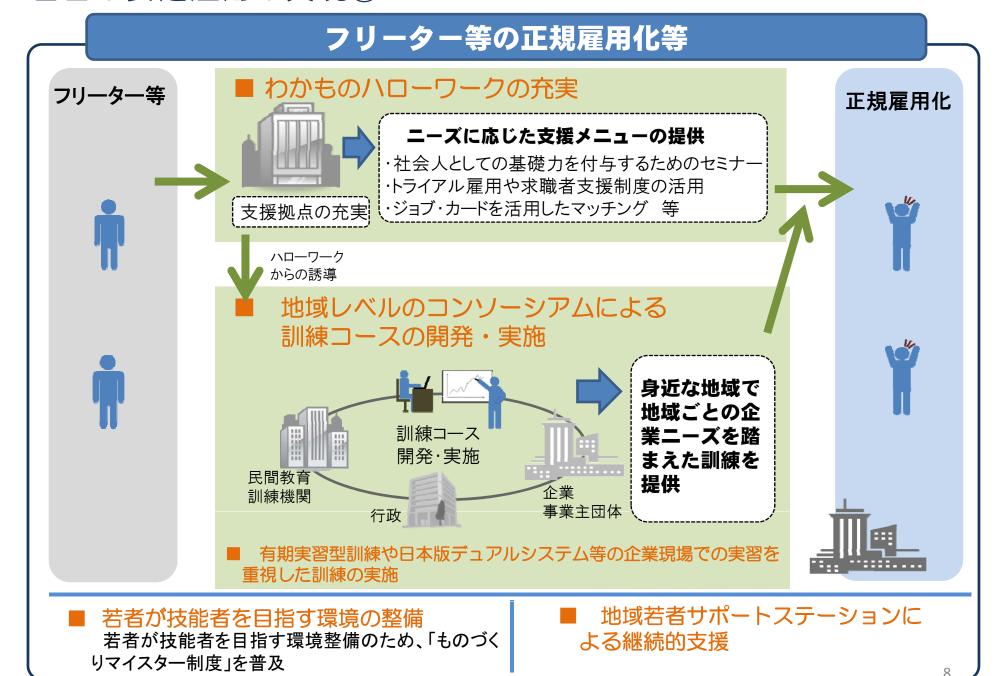
事業所内保育施設への支援

→企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を 緩和する。

若者の安定雇用の実現①



若者の安定雇用の実現②



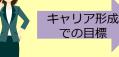
女性が活躍する社会の実現

スキルアップや就業継続の 積極的支援

- 女性の活躍促進・両立支援に取り組む企業への支援
- ・ ポジティブ・アクションや仕事と子育て等の両 立支援についての企業の自主的な取組を促進 するため、助成措置等による支援
- ・ 企業表彰制度、イクメンプロジェクトの拡充等

■ 女性の活躍促進と仕事と子育で 等の両立に向けた環境整備

- ・ 平成26年度で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討
- ・ 女性の活躍状況の情報開示促進に向けた キャンペーンの実施
- メンターやロールモデルの普及、教育訓練機会の拡充
- · 子が3歳になるまで育児休業や短時間勤務を 取得しやすい職場環境作り
- 子の看護休暇を取得しやすい職場環境作り



相談



【ロールモデル】 豊富な職務経験を

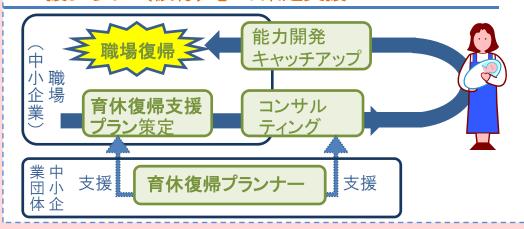
豊富な職務経験を持ち、 模範となる社員

助言・指導
【メンター】

後輩から相談をうけ、 問題解決に向けサポー

育休復帰や再就職の 総合的支援

■ 育休後の円滑な職場復帰のための「育休復帰支援プラン(仮称) の策定支援



- 子育て女性の再就職の総合的な支援
 - ・ 託児付きセミナーの新設
 - マザーズハローワークの拡大

■ ブランクのある女性のスキルアップ・活躍支援

- ・ 社会人の学び直しプログラムや「カムバック支援サイト」の創設 により学び直しを支援
- 復職した子育て女性の職業訓練に取り組む企業への助成 創設
- ブランクのある女性が働きやすい雇用管理モデルの普及促進